青梅市特別簡易型総合評価方式落札者決定基準

この基準は、青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札実施要綱(平成22年11月1日実施)にもとづき、<mark>準12号線路面改良工事</mark>に適用するものとする。

1 落札者の決定基準

総合評価方式による落札者の決定は、次の要件を満たす者のうち、価格とその他の条件を総合的に評価し、最も評価値の高い者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第167条の9の規定にもとづき、くじにより落札者を決定することとし、くじ引きは、電子調達サービスにおいて行う。

- (1) 青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札工事発注予定表および指名通知書に定めた入札参加資格要件を全て満たしていること。
- (2) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。
- (3) 従業員について、開札日に電子調達サービスにおいて、社会保険等 (雇用保険、健康保険、厚生年金保険の全て)に加入していること(個 人事業主等で、社会保険等の適用除外となる場合を除く。)。
- 2 評価値の算定方法

評価値は、入札参加者が提出した入札価格にもとづいて算出した価格 評価点と、入札参加者が提出した技術資料(価格以外の要素)にもとづ いて算出した技術評価点との和により算出する。

評価値=価格評価点+技術評価点

3 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

- (1) 価格評価点 100点
- (2) 技術評価点 25点
- 4 価格評価点の算定方法

価格評価点は、価格評価点が満点となる基準価格を第1号の計算式により算出した上、基準価格と入札参加者が提出した入札価格とを比較して、第2号または第3号の算出式により小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

なお、基準価格については、事後公表とする。

(1) 基準価格の算定

基準価格は、予定価格算出の基礎となった次のアから工までに掲げる額の合計額(発生材(有価物)の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。)とする。ただし、その額が予定価格を100分の110で除して得た額の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格を100分の110で除して得た額に10分の7を乗じて得た額とし、その額が予定価格を100分の110で除して得た額の10分の9を超える場合にあっては、予定価格を100分の110で除して得た額に10分の9を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
- (2) 入札参加者が提出した入札価格が、基準価格未満となる場合の価格 評価点の算定

価格評価点=75点×(入札価格/基準価格)

(3) 入札参加者が提出した入札価格が、基準価格以上となる場合の価格 評価点の算定

価格評価点=25点×((予定価格/1.1-入札価格)/(予定価格/1.1-基準価格)) + 75点

5 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により、別記特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準にもとづき、次の算出式により小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

技術評価点=25点×(各評価項目の評点の合計/各評価項目の配点の合計)

- 6 入札参加者に提出を求める技術資料等
 - (1) 入札参加者に提出を求める技術資料は、別記特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準提出資料欄に規定する資料とし、技術資料の提出期間、提出方法および提出先は、青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札工事発注予定表の中に記載する。

- (2) 提出を求める技術資料のうち、「2 配置予定技術者」中「技術者 資格者証等の写し」および「3 地域精通度・地域貢献度」中「除雪 作業委託契約書の写しまたは除雪協力会社の証の写し」、「大雨等にお ける応急対策業務委託契約書の写し」ならびに「青梅市における災害 時における応急対策業務に関する協定または災害時等における救 出・救助の協力に関する協定の協定書の写し」については、年度毎に 1 度提出すれば、変更がない限りにおいては、2 度目の提出以降は提 出不要とする。
- (3) 別記特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準提出資料欄において提出資料「なし」としたものについて、市において確認がとることができないものについては、追加の書類の提出を求める場合がある。

1 企業の施工能力

評価項目	評価基準	評点	配点	提出資料
青梅市発注の過去5年間の同種(同規模)工事の施工実績の有無 ※青梅市発注の令和2年4月	青梅市発注工事で 同規模以上の同種 工事の施工実績が ある。	1 5	1 5	CORINSの写し 等、工事実績が確認 できる書類
1日以降に契約し、当該案件 の公募開始日までに完成した 契約金額130万円を超える 一般土木工事の施工実績の有 無により評価する。 ※同規模工事とは、契約金額	青梅市発注工事で 同種工事の施工実 績がある。	1 0		
1,400万円以上(※予定価格の90%。100万円未満切捨て。)の工事とする。 ※同種工事とは、青梅市が入札参加資格区分において一般土木工事として発注した工事とする。 ※建設工事共同企業体の構成とする。 ※建設工事共同企業体の構成とするが、この場合の契約金額に出資比率の制度とする。 は、契約金額に出資比率の制合を乗じて得た金額とする。	実績なし	0		
青梅市発注の過去5年間の同 種工事の工事成績のうち任意	8 5 点以上	4 0		検査結果通知書兼工事等成績評点通知書の写し
3件の平均点	80点以上85点 未満	3 5	4 0	
※青梅市発注の <mark>令和2年</mark> 4月 1日から当該案件の公募開始	7 5 点以上 8 0 点 未満	2 5		
日までに通知した一般土木工事の成績評点により評価す	70点以上75点 未満	2 0		
る。 ※同種工事とは、青梅市が入	6 5 点以上 7 0 点 未満	1 0		
札参加資格区分において一般 土木工事として発注した工事	6 0 点以上 6 5 点 未満	0		
とする。 ※工事成績が3件に満たない	60点未満	△ 5		
場合は、合計点を該当件数で割るものとする。	工事成績の実績なし	0		

2 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評点	配点	提出資料
配置予定技術者(注1)の保有する資格の有無 ※対象工事に配置を予定する 技術者の保有資格により評価	1級土木施工管理技 士、1級建設機械施工 技士、技術士のうち、 建設、農業「農業土 木」、水産「水産土木」、 森林「森林土木」のい ずれかの科目合格者、 国土交通大臣認定土 木工事業認定士	1 5	1 5	技術者資格者証等の 写し
する。	2級土木施工管理技 士または2級建設機 械施工技士	5		
	資格なし	0		
配置予定技術者(注1)の青梅市発注の過去5年間の主任 (監理)技術者等として施工 した同種(同規模)工事の施 工経験の有無	青梅市発注の同規 模以上の同種工事 で、主任(監理) 技術者として施工 経験がある。	1 5	15	CORINSの写 の・現場代理の写 を を を を を を を を き る 書 類
※青梅市発注の <mark>令和2年</mark> 4月 1日以降に契約し、当該案件 の公募開始日までに完成した 契約金額130万円を超える 一般土木工事の施工経験の有	青梅市発注の同種 工事で、主任(監 理)技術者として 施工経験がある。	1 0		
無により評価する。 ※同規模工事とは、契約金額 1,400万円以上(※予定価格の90%。100万円未満切捨て。)の工事とする。 ※同種工事とは、青梅市が入	青梅市発注の同種 工事で、現場代理 人として施工経験 がある。	5		
札参加資格区分発注した工事とする。 ※建設工事共同企業体の構成とする。 ※建設工事共同企業体の構成とする。 ※建設工事共績を含契約率の表別に会額に、契約を乗じてのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	施工経験なし	0		

(注1) 配置予定技術者については、工事着手届(現場代理人・主任技術者等届)提 出時点まで変更を認めるものとする。ただし、変更後の配置予定技術者については、 当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上の者とする。

3 地域精通度・地域貢献度

評価項目	評価基準	評点	配点	提出資料
工事地区(注2)または青梅 市内における本店、支店また は営業所の所在の有無	工事地区内に本店 がある。	1 0	10	なし
	工事地区内に支店 または営業所がある。あるいは青梅市内に本店がある。	5		
	青梅市内に支店または営業所がある。	0		
	令和5年度および 令和6年度の除雪 作業委託契約を締 結または除雪協力	1 5		除雪作業委託契約書 の写しまたは除雪協 力会社の証の写し
青梅市または東京都における除雪作業委託契約締結の有無	会社の証を有して いる。 <mark>令和 6 年度</mark> の除雪			※東京都の除雪作業委託 契約書の場合は、青梅市
または東京都における除雪協力会社の証の有無 ※東京都については、青梅市内の除雪を対象としたものに限る。	作業委託契約を締結または除雪協力 会社の証を有している。	1 0	1 5	内の除雪を対象としていることが確認できること。除雪協力会社の証の 写しの場合、青梅市が発
	除雪作業委託契約 を締結または除雪 協力会社の証を有 していない。	0		行元に青梅市内の除雪を 対象としたものであるこ とを確認できた場合に限 る。
大雨等における応急対策業務委託契約締結の有無	令和6年度 令和7年度 の大雨 等における応急対 策業務委託契約を 締結している。	1 5	1 5	大雨等における応急対策業務委託契約書の写し
	令和7年度の大雨 等における応急対 策業務委託契約を 締結している。	1 0		
	大雨等における応 急対策業務委託契 約を締結していな い。	0		

青梅市における災害時における応急対策業務に関する協定 (以下「応急対策業務協定」 という。)または災害時等における救出・救助の協力に関する協定(以下「救出・救助業 務協定」という。)締結の有無	締結している。	1 0		青梅市における災害時に おける応急対策業務に関 する協定または災害時等 における救出・救助の協 力に関する協定の協定書
※入札参加者が、応急対策業務協定 または救出・救助業務協定を締結し ている団体等に加入している場合 は、応急対策業務協定または救出・ 救助業務協定を締結しているもの とみなす。ただし、応急対策業務協 定または救出・救助業務協定を締結 している団体等に加入している者 であっても、当該業務を行うと認め られない者は除く。	締結していない。	0	10	の写し ※入札参加者が、応急対 策業務協定または救出・ 救助業務協定を締結して いる団体等に加入してい る場合は、当該業務を行 うことが確認できるこ と。

(注2) 工事地区は、<mark>今井地区</mark>とし、下表の町名欄内に所在がある者を工事地区内 に所在がある者として評価する(施工場所が複数地区に及ぶ場合は、当該複数地区の 全てを工事地区とする。)。

地区名	町 名
今井	藤橋、今井